

○古河市工事成績等活用型一般競争入札試行要領

令和4年6月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、優良な工事を施工する業者の受注機会を拡大し、工事の適正な履行及び品質の確保を図ることを目的とする工事成績等活用型一般競争入札を試行するに当たり、古河市一般競争入札実施要綱（平成17年告示第16号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 古河市共同企業体取扱要綱（平成17年告示）の規定に基づき結成した共同企業体をいう。
- (2) 工事成績 古河市建設工事成績評定要綱（平成19年告示第142号）の規定により工事ごとに評定した評定点をいう。
- (3) 条件付入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。

(実施対象工事)

第3条 工事成績等活用型一般競争入札を実施すべき工事は、条件付入札のうち、古河市一般競争入札審査会規程（平成17年訓令第37号）第1条に規定する一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

2 対象となる工事種別は、市長が別に定めるものとする。

(評価対象工事)

第4条 工事成績等活用型一般競争入札に係る評価の対象とする工事は、本市が平成30年4月1日以後に発注した工事（共同企業体が施工した工事である場合は、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工したものに限る。）のうち、古河市建設工事成績評定要綱（平成19年告示第142号）第5条の規定による工事成績評定結果の通知を受けたものとする。

(入札参加資格)

第5条 工事成績等活用型一般競争入札に参加する者に必要な資格は、一般競争入札実施要綱第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる資格のうちいずれかとする。

(1) 古河市建設工事成績評定活用要綱(平成20年告示第203号。以下「工事成績評定活用要綱」という。)第4条第2項第1号の規定による優良工事施行業者として表彰(工事成績等活用型一般競争入札の公告をした日が属する年度(当該公告をした日が4月1日から6月30日までの間である場合は、公告した日が属する年度の前年度)までに受けた評価対象工事に係る表彰に限る。)を受けていること。

(2) 基準工事成績(工事成績等活用型一般競争入札の公告をした日が属する年度(当該公告をした日が4月1日から6月30日までの間である場合は、公告した日が属する年度の前年度)の前年度及び前々年度に完成した評価対象工事(以下「基準評価対象工事」という。)に係る工事成績の中で最も高い点数と次に高い点数の2件を平均した点数(基準評価対象工事が1件の場合は、その工事成績の点数)をいう。)において市長が別に定める点数以上であること。

2 前項各号に掲げる資格は、一般競争入札実施要綱に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当しない場合にのみ、当該資格を有するものとする。

(1) 基準評価対象工事に65点未満の工事成績がある者

(2) 市長が別に定める期間に古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱(平成17年告示第25号)の規定による指名停止を受けた者又は指名停止を受けている者

(3) 市長が別に定める期間に工事成績評定活用要綱(平成20年告示第203号)第5条第1項の規定による留保措置を受けた者又は留保措置を受けている者

3 第1項の必要な資格については、審査委員会の審議を経て、市長が工事ごとに定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年6月6日から施行し、令和4年7月1日以後に公告

する入札から適用する。